

令和5年度第1回京丹後市市民遺産会議 会 議 録

- I 開催日時 令和6年2月15日(木) 午後2時00分～午後4時00分
- II 開催場所 京丹後市大宮庁舎第5会議室
- III 出席者 東哲委員、今村実来委員、増田庄吾委員、松原典孝委員、味田佳子委員
事務局 村田雅之課長、岡林峰夫課長補佐、本田咲子主任、
奥勇介主任、村上公太主任
傍聴人 0人

IV 次第

- 1 開会
- 2 委員の紹介
- 3 議事
 - (1) 会長・副会長の選出について
 - (2) 京丹後市市民遺産制度について
 - (3) 京丹後市市民遺産の認定基準について(非公開)
 - (4) 今後の進め方について
- 4 その他
- 5 閉会

V 議事要旨

1 開会

<事務局>

本日は公私ともにご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、この度は京丹後市市民遺産制度に関わる本会議に委員としてのご就任をご快諾いただきまして、ありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回京丹後市市民遺産会議を開催いたします。

開会にあたりまして、京丹後市教育委員会を代表して、松本明彦教育長がご挨拶申し上げます。

<教育長>

皆さん、こんにちは。

先ほど課長からもありましたように、この京丹後市市民遺産会議に関わりまして、委員として、快くお引き受けいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

また、何かと年度末の忙しい中のご出席ということで、重ねて御礼申し上げたいと思います。

さて皆さんご存じのように、元旦に京丹後市もかなり揺れました、能登半島地震におきましては、なお本当に苦しんでおられる、水がなかなか来ないという状況の中で、今も苦しんで暮らしておられる方に心よりお見舞いを申し上げたいと思いますし、亡くなられた方についてお悔み申し上げたいと思います。京丹後市も本当に色々と支援をしております、この間、教育委員会でも市全体でも支援をしているところですが、あちらから避難してきたお子さんが、今度、京丹後市の方で生活をされ学校にも行かれるというところで、万全を期して支援をしていこうと思っているところであります。

さて京丹後市では、皆様もご存じかと思いますが令和3年度・4年度に文化財保存活用地域計画を策定しまして、文字どおり、保存だけではなく、活用というところでどう図っていくかということにも大きな視点をあてた計画を策定したところであります。この地域計画の中では、これまで行政側から指定してきておりました、指定等文化財だけではなく、もっと行政ではなく、市民の皆さんの立場から、ご意見をいただいた中でしていくような市民遺産を作ってやっていったらどうかというところを地域計画の中でもご意見いただいて、計画の中に盛り込んでいるという状況になっております。

そうした計画を受けまして、なかなか行政側でしか拾ってこられず光をあてることができなかった、歴史文化というところに、市民の皆さんの目から見たところで、新たな光をあてていただくような、市民遺産というものを考えていこうということで、この会議を創設させていただいたこととなります。

ぜひとも、様々な立場から委員として加わっていただいておりますので、そうした視点でご意見をいただいて、なかなかあたっていない光をあてていただいて、市民の皆さんだけではなくて、他の地域の皆さんにも京丹後市にはこうした歴史文化があるんだというところを、しっかりと認識していただけるような会議にできたらと思っておりますので、忌憚のないご意見をお願いできればと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

(事務局より資料の確認)

2 委員の紹介 [資料1]

<事務局>

本日は第1回目の会議となりますので、本来であれば、委員の皆様全員に委嘱状を直接お渡しするべきところではありますが、今回は時間の関係もございまして、机上配布にて委嘱状を交付させていただきましたのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

任期につきましては、令和6年2月1日から令和8年の1月31日までということで、2年の間お願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今回は市民遺産会議の委員として、5名の方をお願いをしました。

資料1を見ていただきまして、委員の方には様々な立場の方にお集まりをいただいておりますが、お名前を上から順番にお呼びしますので、自己紹介をお世話になればと思います。

(事務局より、委員・事務局の紹介)

3 議事

(1) 会長・副会長の選出について[資料2]

<事務局>

それでは、3議事に入らせていただけたらと思います。

議事(1)は会長・副会長の選出となっております。資料2をご覧ください。

先ほどご紹介した京丹後市市民遺産制度の要綱となっております。

こちらの3ページ目をご覧くださいますと、ここに第13条という規定があり、市民遺産会議の会長及び副会長とあります。第2項に会長及び副会長は、委員の互選により決定するとあります。

会長・副会長は委員の互選で決めることになっておりますが、どのようにさせていただきますいただけたらよろしいでしょうか。

<委員>

事務局一任でお願いします。

<事務局>

それでは事務局といたしましては、会長にNPO法人エコネット丹後事務局長の味田佳子委員を、副会長に兵庫県立大学地域地域資源マネジメント研究科の松原典孝委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

ご賛同いただける方は拍手をお願い出来たらと思います。

(一同拍手)

<事務局>

ありがとうございます。

それでは味田会長、松原副会長は会長・副会長席へ移動をお願いします。

<事務局>

ここで味田会長、松原副会長のお二人には意気込みを含めて、一言いただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長からお願いします。

<会長>

大役ですが、お認めをいただきましたので、精一杯努めたいと思います。

改めまして味田です。よろしくお願いいたします。

今、意気込みと、事務局からありましたが、私は何分専門家ではございませんので、思い切って皆さんの意見が出しやすいように、司会進行と素人なりの意見も出しながら、市民に根差した、いいものにしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<副会長>

副会長を仰せつかりました、松原です。よろしくお願いいたします。

私、京丹後市のイメージについては、ジオパーク関連でいろいろなところを調査していると、おのずといろいろ比較もしてきます。その中で、京丹後市は非常にセンスがいいなと思っております。活動のレベルがです。京丹後市の方は新しいものをどんどん取り入れて、いろいろなことに挑戦されている姿にいつも驚いて感動しております。

今回、市民遺産ということで、京丹後市の地域の方々とお話ししていると、本当にいろいろなことを知っておられてそれを本当に大事にしている、好きだというのがとても伝わってくるので、これでまた新たな面白いものがたくさん挙がってくることを非常に期待しております。よろしくお願いいたします。

<事務局>

ありがとうございます。続きまして会議録確認者の指名に移ります。

この会議は審議した内容について、会議録を作成いたします。

非公開部分がありまして、それを除いて公開いたしますので、後日、会議録を作成して、確認・署名いただく方をお世話なりしたいと思います。

事務局といたしましては名簿順で、恐れ入りますが地元の委員さんをお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(一同、賛同)

<事務局>

ありがとうございます。

それでは、名簿の一番の東哲委員をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<委員>

よろしくお願いいたします。

<事務局>

はい。ありがとうございます。引き続き次第に沿って議事を進めさせていただきます。

これ以降の進行につきましては、味田会長にいたします。

<会長>

はい。よろしくお願いいたします。

本日は概ね 16 時までを予定していると伺っております。

円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、次第に沿いまして、(2) 京丹後市民遺産制度について事務局から説明をお願いいたします。

(2) 京丹後市市民遺産制度について [資料 2・3・4] [参考資料]

(事務局より資料説明)

<事務局>

この市民遺産制度、今概要を説明しましたが、ここが初めてではなくて全国的に見ると何箇所かで実践例があります。それを一部ご紹介させていただきます。

<事務局>

一つは、岩手県遠野市が 2007 年に作った制度で、遠野遺産というものがあります。これも市民遺産制度の一種です。

全国的に見て市民遺産制度は新しいもので、遠野遺産が最初期の例の一つになるのかなと思っていますが、それを考えてもまだ 15 年程しか経っていない制度になります。

この遠野遺産は、本市と同じく根拠条例を作り、それに基づいて実施されています。2023 年 3 月時点で認定件数が 169 件あります。

遠野遺産で今まで知られていなかった文化財や歴史文化を拾うことによって、そこから国指定になったものもあるという例がある、特徴的な事例になります。

それから、もう一つ有名なのが太宰府市です。太宰府市は 2010 年に制度を立ち上げています。

市民遺産制度で有名なものと言えば、遠野遺産と太宰府市民遺産が両輪にあります。この太宰府市民遺産は、小学生向けのパンフレットを作っています。

太宰府市民遺産の制度の大きな特徴は、本市にもありますが、「保存活用をしている」ということがとても重要なポイントになっていることです。太宰府市民遺産に関しては、特に保存活用を行う育成団体を作らないと、申請を上げてこられないという、本市に比べてより厳しい基準を設けています。

そういったこともあり、制度立ち上げから 14 年程経ちますが、2023 年 3 月時点での認定件数が 16 件と、遠野市に比べて 10 分の 1 ぐらいの認定件数になっています。

そのため、制度の建て付けによって、認定件数が大きく違ってきているというところがあります。

それから、もう一つだけ紹介させてもらいますと、近畿圏ですと最近、神戸市が神戸歴史遺産というものを立ち上げられました。これは2021年に立ち上がった制度になります。

この制度は、市民遺産会議といった会議を設けずに行政サイドが審議しているものになります。

神戸市は、この制度の要綱を作った時に、その要綱の中で一緒に支援制度についても盛り込んでいます。ふるさと納税を利用した助成制度を作られています。

今、3例挙げさせてもらいましたが、この3例の中で見ても、市町村によって制度の建て付けが様々でして、その市町村に合った形でそれぞれが独自にこの制度を考えている、というところがあります。

本市近隣ですと、おそらく本市が初めてこの制度を立ち上げた例になると思いますが、事務局も他の市町村にお聞きしながら、勉強しながら、現在進めている状況でして、市民遺産会議の委員の皆さんとともに勉強しながら、より良い制度を今後作っていければと思っています。

事務局からの説明は以上になります。

<会長>

ありがとうございました。それではただいまの説明について、質問や不明点など、どなたからでも結構です。

<副会長>

神戸市の場合は、市民の声等は全くなしで、行政的に取り組んでいるものでしょうか。

<事務局>

市民から挙がってくるという建て付けは同じですが、その認定を審議するのは、文化財分野の事務局がしているような形になります。

<副会長>

ちなみに神戸市の場合ですと、活用のところでは具体的にどういう事が行われていますか。

<事務局>

神戸市は制度立ち上げから間もなく、活用はまだこれからというところだと思います。

<副会長>

他の遠野市や太宰府市の場合の活用はどうでしょうか。

<事務局>

遠野市は担当者に聞きますと、現在169件まで来ており、それだけ件数があるということは認知度がやはり高く、市民の間でも、自分たちから自主的にこの遠野遺産を使って何かしようという機運が沸き起こっているようです。そういう活動が行われているということ、行政側が後から知るといような事もあるようです。

遠野遺産は、市民遺産制度のサイクルがとても上手く回っている、というように感じています。

<副会長>

既存の文化財との差別化といいますか、役割分担といったことはされているのでしょうか。それとも、一体化して既存の文化財もすべて市民遺産という形になっているのでしょうか。

<事務局>

これは市町村によって違います。京丹後市は、指定文化財など従来の文化財の枠組みのものについても、市民遺産として拾っていこうという制度にしています。ただ、市町村によっては、従来の文化財に含まれるものは省いている例もあります。文化財の周辺環境、いわゆる歴史文化という言葉を使っていますが、例えば文化財を使った活動で、わかりやすいのは竪穴住居の復元住居がありますが、復元住居自体は文化財ではないですけれども、市民遺産としては拾っていこうというように、文化財と市民遺産を明確に棲み分けているところも中にはあります。

<副会長>

わかりました。ありがとうございます。

<会長>

その他いかがでしょうか。

<委員>

文化財保存活用基金についてあまり詳しくないのですが、どういう仕組みになっていますか。

<事務局>

ふるさと納税を主に活用した制度で、ふるさと納税で寄付をいただいてそれを積み立てて、様々な文化財の保存活用に充て込んでいこうというものになります。京丹後市文化財保存活用地域計画で、将来的にそういう制度が必要になってくるということで、措置の中に示してしまして、それに基づいて昨年9月にその制度を立ち上げたところです。

<委員>

ふるさと納税の中で文化財保存活用基金についてという、名出しがあるということですか。

<事務局>

はい。あります。名出しがあります。

要は、ふるさと納税をする時に、項目の中に文化財の保存活用に関する事が特出しで出ています。

それで入れていただいた結果、昨年の9月から12月末までの半年弱で、およそ二千万円ものご寄付を頂戴しております。

それを補正予算で基金に積み立てをして、積み立てた基金から翌年度以降出して使っていこうというのが今の説明になります。

<委員>

ありがとうございます。

<委員>

推薦者に個人と団体がありますが、個人は本当の個人で申請するという事ですか。

<事務局>

そのように想定しています。

<委員>

団体としては地区関係でしょうか。

<事務局>

団体はいろいろあります。例えば、地区、或いは地区の中の祭りの保存会、そういった様々なレベルの団体を想定しております。

<副会長>

推薦者について、市民は京丹後市の市民のみでしょうか。

<事務局>

市民に限ります。

<副会長>

例えば、地域によっては離村してしまっただけでどこかに住んでいる方々がいて、でも自分のふるさとのルーツはここだと思っている時に出したいと思ったら、その方々は対象にはならないということでしょうか。

<事務局>

京丹後市民という縛りをかけていますので、籍が市外に出ってしまったら難しいかなと思います。

<副会長>

わかりました。

<教育長>

しかし、誰か代表が一人市民であれば、そういうものは対象になるということではないでしょうか。

<事務局>

そうですね。

<委員>

推薦者（市民）というのは、私たちこの会議の構成員からは推薦することは基本的には出来ないということでしょうか。

<事務局>

明確に「駄目です」ということはどこにも書いてはいないので、推薦しようと思ったら出来なくはないです。ただ、市民遺産会議というのは出てきたものを認定審議する立場ですので、自分たちで出して自分たちで認定するというような事にはなりたくないという思いがあります。

<委員>

わかりました。

<副会長>

逆に京丹後市として大事に思っているけれども、全然挙げてもらえないものが増えてきたらどうでしょうか。

<事務局>

そこは市民遺産制度があって、こういう制度を使ってもらったら保存活用もやり易いですよ、というような広報・周知活動を事務局側からしていったら、この制度の認知度を上げていくところが大事だと考えています。

<会長>

わかりやすかったです。資料4を具体的に説明していただきましたが、これはこういう形でやりますという確定事項でしょうか。

<事務局>

これも案ではあります。ですので、所々臨機応変に変わっていくことはあります。ガッチリこれ通りというわけではないです。

<会長>

受付が通年ということであれば、審議はどれぐらいの頻度であるのかという事になります。それと、ジオパークはイエローカードといったものがありますが、市民遺産はいきなり駄目ということになるのか、イエローカードのようなこともするのかというところがありますが、これも案でしょうか。

<事務局>

案です。1つ目について、受付は確かに通年を想定しています。そうすると、例えば申請Aが春に出てきました。申請Bが秋に出てきますとなったら、当然申請Aの1回目、2回目、3回目の会議を進めていくのですが、申請Bが秋に出てきた時点で、申請Bの1回目の会議を申請Aの2回目の会議と一緒にするなど、そういう合わせ技の運用を考えていこうと思っています。

<会長>

毎月のように出来たらどうでしょうか。

<事務局>

やはり皆様のご負担もありますし、もちろん申請案件の調査の準備などいろいろなことがありますので、出てきたらできるだけ速やかに審議できるのがベストですけれども、一定期間時期をおかないと審議もできないと思います。

そうすると、今、会長が危惧されていた会議の数が増えるのではないかという辺りは、そういうことはないのかなと思います。むしろ、会議の開催に合わせて、申請Aの受付審議と、申請Bの認定など、そういう組み合わせで会議の中で限られた時間を有効に使わせていただけたらなと考えています。

<会長>

はい。

<教育長>

年間2回から3回というイメージでしょうかね。

<事務局>

そうですね。年間2回か3回、会議を開催させていただけたらと思っています。

<副会長>

現地・現物確認は、現地に委員が皆で行くということでしょうか。

<事務局>

そうですね。この会議の委員の皆さんに、実際、やはり実物を見ていないのにその価値を判断するというのはおかしな話だと思いますので、現物は一度確認しておくべきだろうと考えています。

<事務局>

ただ、内容によっては現地に行かなくても出来るものや、行く必要がないものや、もしくは動画で見るなどのことができるものがあれば、わざわざ行かなくても済むということもございます。しかし、そこにあるものに対して行かないと分かりにくいというものもありますので、出来るだけそういう機会を持たせていただけたらありがたいと思います。

<事務局>

2個目のイエローカードについては、今、確かに要綱上は状況報告を受けて認定を続けるか、認定解除するかという2択でしか示されていないです。ただ、状況報告が2年ごとですので、その2年の間で途中途中で何かしらコンタクトをとって、「ちょっと保存活用がなかなかしにくい状況なんだ」ということであれば、こちらから「例えばこういうことができるのではないのでしょうか」と意見を出してあげて、上手いこと市民遺産が続けていけるような支援が出来ればと考えています。

<会長>

その他、どんなことでも結構ですので、いかがでしょうか。

<委員>

これ、上がってきたものを審議する部分があるのと、やはり京丹後市としてどのぐらいを目標にするとか、ある程度働きかけるとか、動機づけとか、そういうことと平行しないと、なかなかほっといても上がってこないような気がします。

ですので、私たちが地域のことはわかっても、京丹後市全体にどれだけのものがあるのか、どのような掘り起こしをしていくのか、その主体はどこにあるのか、ということは、一回くらいは勉強しておかないと、と思います。それはその都度しなくてもいいと思いますが。

そういう審議と併せて、勉強する方も、これぐらいを勉強しておきなさいとか、そういうことをいただいたら、勉強して、皆さんの話も少しずつわかるような感じになりながらやりたいという気持ちを持っていますし、そういうことが出来たら嬉しいな、と思います。

<事務局>

そうですね、この後、非公開の中で事例などを出しますが、それ以外でも、「こんなところがあるよ」といったお声がけをいただくことによって、例えば次回の会議の時には「今こんなリストがありますよ」といったことで紹介をさせていただいて、「この団体はこんな活動をされています」といったことは、市民遺産が提案として上がってなくても、お知らせ・共有する事もできますし、勉強する事もできます。是非そういったところは事務局の方も、掘り起こしていけるようなことをしていきたいと思います。

<委員>

ありがとうございます。

<副会長>

登録件数の目標、年間どれぐらいといったことはありますか。

<事務局>

そうですね。明確な目標を定めているわけではないですが、例えば、遠野市が15年経って169件なので、単純に年間10件くらいのペースできています。

そこまでいけないとしても、5から10件ぐらいの間で年間推移できれば恩の字という感じで考えています。

<会長>

先ほどありましたように、この後、非公開の議事もありますので、途中でまた気がつかれたときにどんなことでも結構ですので、おっしゃっていただければいいかなと思います。一旦、この市民遺産制度については、この辺りにさせていただいてよろしいでしょうか。

(一同、了承)

<事務局>

この後、非公開の議事に入りますが、その前に休憩を一旦入れさせていただきます。

(休憩中)

(3) 京丹後市市民遺産の認定基準について（非公開）

(4) 今後の進め方について

<会長>

それでしたら、議事（4）今後の進め方について事務局の方お願いします。

<事務局>

今日、認定基準について話をさせてもらいましたが、今後、この認定基準を一定固めた上で、令和6年4月1日から認定申請関係の条項が施行になりますので、4月1日から実質公募開始ということになります。

4月1日の公募開始に向けて、事務局で広報は3月の段階でいろいろとやっています。基準にしても認定の関係にしても、随時、委員の皆さんと相談をさせてもらいながらやっていこうと思いますので、逐一メールなどでコンタクトを取らせていただきます。よろしくお願いします。

それから、メリット関係に関しては、来年度、事務局で検討しながら、いいものを作っていければと思います。その辺りも、またご相談させていただくことがあると思います。

認定基準関係は、今日いただいた意見を元に事務局で作直して、それを委員の皆さんにメールなどで見ていただくとして、もう1回会議を開く必要はないですか。

<会長>

はい。また皆さん帰られて、思いついたことは連絡させてもらえればと思います。

<事務局>

何か思いついたことがあれば、随時いただければと思います。

<会長>

いつまでにしましょうか。

<事務局>

4月1日からの公募開始に合わせて、認定基準もホームページに公開します。

そのタイミングは、3月下旬のどこかになりますので、3月前半までに認定基準関係で何か意見がありましたらいただければと思います。

基準ができましたら、それを出しますということで皆さんにも共有させていただきます。

来年度は、一応3回分、会議を予定していますが、申請が出てきたら随時行うこととなります。

<会長>

はい。ありがとうございます。

4 その他

(特になし)

5 閉会

<会長>

議事がすべて終わりましたので、事務局にお返しをしたいと思います。

<事務局>

それでは今日は皆さん、ありがとうございました。

閉会ということになります。今日が初めての市民遺産会議ということで、来年度に向けて、事務局が準備していきたいと思っておりますし、皆さん、来年度以降もよろしくをお願いします。

それでは閉会にあたりまして、松原副会長からごあいさつをいただけたらと思います。

<副会長>

皆様、本日は活発な議論をありがとうございました。

京丹後市の文化財保存活用地域計画ができていて、さらに京丹後市市民遺産が走り出したということで、ますます京丹後が光り輝くものになると期待しております。

個人的にはどんなものが上がってくるか、非常に楽しみです、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

<事務局>

これをもって、令和5年度第1回京丹後市市民遺産会議を終了いたします。

ありがとうございました。